

徳島県  
 徳島県企業局  
 徳島県病院局  
 徳島県教育委員会  
 徳島県人事委員会  
 徳島県監査委員  
 徳島県議会

訓令第一号

庁 中 一 般  
 徳島県総合県民局  
 各 出 先 機 関  
 徳島県企業局  
 徳島県病院局  
 徳島県教育委員会事務局  
 各 教 育 機 関  
 徳島県人事委員会事務局  
 徳島県監査事務局  
 徳島県労働委員会事務局  
 徳島県収用委員会事務局  
 徳島県議会事務局

第二十二回国民文化祭徳島県実施本部設置規程を次のように定める。

平成十九年七月十七日

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門  
 徳 島 県 企 業 局 長 河 野 博 喜  
 徳 島 県 病 院 事 業 管 理 者 塩 谷 泰 一  
 徳 島 県 教 育 委 員 会 委 員 長 柿 内 愼 市  
 徳 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長 片 山 悦 子  
 徳 島 県 代 表 監 査 委 員 数 藤 善 和  
 徳 島 県 議 会 議 長 北 島 勝 也

第二十二回国民文化祭徳島県実施本部設置規程

(設置)

第一条 第二十二回国民文化祭の実施に関する事務を円滑に処理するため、第二十二回国民文化祭徳島県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（内部組織及び分掌事務）

第二条 実施本部に、別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の相当下欄に定めるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に、同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の相当下欄に定めるとおりとする。

3 本部長は、臨時又は特別の事務について必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより処理させることができる。

（本部長等）

第三条 次の表の上欄に掲げる本部長等をそれぞれ同表の中欄に掲げる実施本部、部又は班に置き、その職務は、それぞれ同表の相当下欄に定めるとおりとする。

| 本部長等 | 職務   |
|------|--|
| 本部長  | 実施本部   |
| 副本部長 | 実施本部   |
| 本部分  | 実施本部   |
| 部長   | 部  |
| 副部長  | 部  |
| 班長   | 班  |
|      | 職務   |
|      | 実施本部の事務を総理する。                                      |
|      | 本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する順序に従い、その職務を代理する。 |
|      | 上司の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特に命ぜられた事務を処理する。          |
|      | 上司の命を受け、部の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。                    |
|      | 上司の命を受け、部長を補佐する。                                   |
|      | 上司の命を受け、班の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。                    |

|     |   |                           |
|-----|---|---------------------------|
| 副班長 | 班 | 上司の命を受け、班の事務を整理し、班長を補佐する。 |
| 班員  | 班 | 上司の命を受け、班の事務に従事する。        |

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事、政策監、企業局長、病院事業管理者及び教育長をもって充てる。

4 本部付は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 理事
- 二 総合県民局長
- 三 東京事務所長
- 四 病院局長
- 五 人事委員会事務局長
- 六 監査事務局長
- 七 労働委員会事務局長
- 八 収用委員会事務局長
- 九 議会事務局長

5 部長、副部长、班長及び副班長は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当下欄に定める者をもって充てる。

6 班員は、それぞれの班の班長又は副班長が属する局、課、室等の職員及び本部長が別に定める出先機関又は教育機関の職員のうちから、当該班の班員として本部長が指名する。

7 本部長は、必要があると認めるときは、一の部又は班の職員を他の部又は班の事務に従事させることができる。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(併任の発令)

第五条 知事の事務部局の職員以外の者で実施本部の副本部長、本部付、副部长、班長

及び副班長に充てられたもの並びに実施本部の班員に指名されたものは、知事の事務  
部局の職員に併任されたものとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成十九年七月十七日から施行する。
- 2 この訓令は、平成十九年十一月三十日限り、その効力を失う。

別表第一（第二条関係）

| 部 名   | 分 掌 事 務  |
|-------|--|
| 運営総務部 | <ol style="list-style-type: none"><li>一 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。</li><li>二 関係機関等との連絡調整に関すること。</li><li>三 実施本部に係る動員計画等の総合調整に関すること。</li><li>四 報道機関への対応等に関すること。</li><li>五 招待者の案内、接遇及び誘導に関すること。</li><li>六 国際交流に関すること。</li><li>七 総合案内所の運営等に関すること。</li><li>八 臨時駐車場等における誘導、案内等に関すること。</li><li>九 文化庁メディア芸術祭の運営に関すること。</li><li>十 他の部の分掌に属しない事項に関すること。</li></ol> |
| 開会式部  | <ol style="list-style-type: none"><li>一 開会式・オープニングフェスティバルの運営に関すること。</li><li>二 開会式・オープニングフェスティバルの会場（以下この項において「会場」という。）の維持管理等に関すること。</li><li>三 開会式・オープニングフェスティバルの入場者等に関すること。</li><li>四 式典登壇者等の接遇、誘導等に関すること。</li><li>五 開会式・オープニングフェスティバルに係る行啓に関すること。</li><li>六 会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。</li></ol>   |

|   |  |
|---|--|
| 閉会式部  | <p>七 会場及びその周辺における消防及び警備に関すること。</p> <p>八 開会式・オープニングフェスティバルの出演者等の受付、案内等に関すること。</p> <p>九 会場周辺及び駐車場における車両の整理等に関すること。</p>   |
| <p>県実施事業<br/>第一部、県<br/>実施事業第<br/>二部及び県<br/>実施事業第<br/>三部</p> | <p>一 各イベントの運営に関すること。</p> <p>二 各イベントの会場の維持管理に関すること。</p> <p>三 各イベントの入場者に関すること。</p> <p>四 各イベントの会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。</p> <p>五 各イベントの会場における消防及び警備に関すること。</p> <p>六 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</p> <p>七 各イベントに係る関係機関等との連絡調整に関すること。</p> |

別表第二（第二条関係）

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 部 名   | 班 名 | 分 掌 事 務  |
| 運営総務部 | 総務班 | <p>一 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>二 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> |

|   |   |   |  |   |   |  |  |
|---|---|---|--|---|---|--|--|
| 開会式部  |   |   |  |   |   |  |  |
| 総務班   | 招待班   | 国際交流班   | 総合案内班  | 乗降案内班   | 文化庁メディア芸術祭  |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計画等に関する事。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>三 実施本部に係る動員計画等の調整に関する事。</li> <li>四 部内の庶務及び部内の動員計画等に関する事。</li> <li>五 報道機関への対応及び報道関係資料の作成に関する事。</li> <li>六 シャトルバス等の運行計画の管理に関する事。</li> <li>七 他の部及び部内の他の班の分掌に属しない事。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 招待者の案内、接遇及び誘導に関する事。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 海外招へい団体に関する事。</li> <li>二 歓迎会等の運営に関する事。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 徳島駅等における総合案内所の運営及び総合案内所における会場案内、観光案内等に関する事。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 吉野川河川敷仮設駐車場及び徳島県沖洲マリントーミナル駐車場並びにそれらの周辺における車両の整理及び誘導に関する事。</li> <li>二 乗降所における参加者の整理、誘導及び案内に関する事。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関する事。</li> <li>二 入場者の受付、案内等に関する事。</li> <li>三 文化庁メディア芸術祭の運営に関する事。</li> <li>四 会場の維持管理に関する事。</li> <li>五 関係機関等との連絡調整に関する事。</li> </ul> |  |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>二 部内の庶務に関すること。</li> <li>三 会場の維持管理に関すること。</li> <li>四 会場における救護に関すること。</li> <li>五 会場における託児に関すること。</li> <li>六 部内の事務で他の班の分掌に属しないこと。</li> </ul>  |
| <p>受付班</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会場内における入場者等の受付、案内及び誘導並びに入場者等の手荷物等の管理に関すること。</li> <li>二 会場内の案内所の運営に関すること。</li> <li>三 会場内の美化及び清掃に関すること。</li> <li>四 会場内における消防及び警備に関すること。</li> </ul>   |
| <p>接遇班</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典登壇者等の受付、接遇及び誘導に関すること。</li> <li>二 開会式・オープニングフェスティバルに係る行啓に関すること。</li> </ul>  |
| <p>場内班</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会場内における資料等の配布、客席への案内、客席からの退場の誘導及び客席の整理に関すること。</li> <li>二 会場内の案内所の運営に関すること。</li> <li>三 会場内における迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</li> <li>四 会場内の美化及び清掃に関すること。</li> <li>五 会場内における消防及び警備に関すること。</li> </ul> |
| <p>出演者班</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 開会式・オープニングフェスティバルの進行に係る連絡調整に関すること。</li> <li>二 開会式・オープニングフェスティバルの出演者等の受付、案内及び誘導並びに控室の管理等に関すること。</li> </ul>  |

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  |   | 閉会式部  |  |
|  | 場外班   | 総務班   | 受付班  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会場周辺における入場者等の整理、案内及び誘導に関すること。</li> <li>二 会場周辺及び駐車場における車両の整理及び誘導に関すること。</li> <li>三 会場周辺の美化及び清掃に関すること。</li> <li>四 会場周辺における消防及び警備に関すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計画等に関すること。</li> <li>二 部内の庶務に関すること。</li> <li>三 会場の維持管理に関すること。</li> <li>四 会場における救護に関すること。</li> <li>五 会場における託児に関すること。</li> <li>六 部内の事務で他の班の分掌に属しないこと。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会場内における入場者等の受付、案内及び誘導並びに資料等の配布に関すること。</li> <li>二 会場内における案内所の運営に関すること。</li> <li>三 会場における迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。</li> </ul> |
|  | 会場班   | 接遇班   |  |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 会場内における客席への案内、客席からの退場の誘導及び客席の整理に関すること。</li> <li>二 会場周辺における入場者等の整理、案内及び誘導に関すること。</li> <li>三 会場の美化及び清掃に関すること。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典登壇者等の受付、接遇及び誘導に関すること。</li> </ul>   |  |



|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
|                             | <p>第一節 県実施事業</p>  |   |
|                             | <p>第一節 郷土文化会館班</p>  | <p>出演者班</p>   |
| <p>十二 関係機関等との連絡調整に関する事。</p> | <p>一 一部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計画等に関する事。</p> <p>二 部内の庶務に関する事。</p> <p>三 部内の事務で他の班の分掌に属しないこと。</p> <p>四 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関する事。</p> <p>五 入場者の受付、案内等に関する事。</p> <p>六 次に掲げるイベントの運営に関する事。</p> <p>(一) 阿波人形浄瑠璃の世界車座シンポジウム</p> <p>(二) 阿波人形浄瑠璃の世界劇場王国まつり(徳島県郷土文化会館において行われるものに限る。)</p> <p>(三) 阿波人形浄瑠璃の世界木偶王国とくしま展</p> <p>(四) 美術展(書道に限る。)</p> <p>(五) 徳島文芸フェスティバル(語りの名人芸に限る。)</p> <p>七 展示作品の管理に関する事。</p> <p>八 会場の維持管理に関する事。</p> <p>九 会場及びその周辺の美化及び清掃に関する事。</p> <p>十 会場における消防及び警備に関する事。</p> <p>十一 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。</p> | <p>四 会場における消防及び警備に関する事。</p> <p>一 閉会式・グラนด์フィナーレの進行に係る連絡調整に関する事。</p> <p>二 閉会式・グラนด์フィナーレの出演者等の受付、案内及び誘導並びに控室の管理等に関する事。</p> |

|                      |                 |   |
|----------------------|-----------------|---|
| <p>文化の森班</p>         | <p>劇場王国まつり班</p> | <p>一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関すること。<br/> 二 入場者の受付、案内等に関すること。<br/> 三 美術展（書道を除く。）の運営に関すること。<br/> 四 会場の維持管理に関すること。<br/> 五 会場及びその周辺の美化及び清掃に関すること。<br/> 六 会場における消防及び警備に関すること。<br/> 七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関すること。<br/> 八 関係機関等との連絡調整に関すること。</p> |
| <p>第二部<br/>県実施事業</p> | <p>文学書道館班</p>   | <p>一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関すること。<br/> 二 入場者の受付、案内等に関すること。<br/> 三 次に掲げるイベントの運営に関すること。<br/> （一） 美術展（書道に限る。）<br/> （二） 徳島文芸フェスティバル（徳島ゆかりの作品紹介）</p>   |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>介及び朗読劇に限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>四 展示作品の管理に関する事。</li> <li>五 会場の維持管理に関する事。</li> <li>六 会場及びその周辺の美化及び清掃に関する事。</li> <li>七 会場における消防及び警備に関する事。</li> <li>八 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。</li> <li>九 関係機関等との連絡調整に関する事。</li> </ol>  |
| <p>武道館班</p>     | <ol style="list-style-type: none"> <li>一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関する事。</li> <li>二 入場者の受付、案内等に関する事。</li> <li>三 徳島文芸フェスティバル（高校生「詩のボクシング」全国大会に限る。）の運営に関する事。</li> <li>四 会場の維持管理に関する事。</li> <li>五 会場及びその周辺の美化及び清掃に関する事。</li> <li>六 会場における消防及び警備に関する事。</li> <li>七 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。</li> <li>八 関係機関等との連絡調整に関する事。</li> </ol> |
| <p>徳島市立体育館班</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計画等に関する事。</li> <li>二 部内の庶務に関する事。</li> <li>三 部内の事務で他の班の分掌に属しない事。</li> <li>四 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関する事。</li> <li>五 入場者の受付、案内等に関する事。</li> <li>六 次に掲げるイベントの運営に関する事。</li> </ol> <p>(一) 伝統工芸フェスティバル</p>   |

|                        |   |
|------------------------|---|
|                        | <p>第三部<br/>県実施事業</p>  |
| <p>徳島文理大<br/>学班</p>    | <p>一 部内及び他の部との連絡調整並びに部内の動員計画等に関する事。<br/>二 部内の庶務に関する事。<br/>三 部内の事務で他の班の分掌に属しないこと。<br/>四 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関する事。<br/>五 入場者の受付、案内等に関する事。<br/>六 次に掲げるイベントの運営に関する事。<br/>（一）合唱の祭典<br/>（二）吹奏楽の祭典<br/>（三）オーケストラの祭典<br/>七 会場の維持管理に関する事。<br/>八 会場及びその周辺の美化及び清掃に関する事。<br/>九 会場における消防及び警備に関する事。<br/>十 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。<br/>十一 関係機関等との連絡調整に関する事。</p> |
| <p>街角ジャズ<br/>フェスティ</p> | <p>一 入場者への資料等の配布並びに入場者数の集計及び報告に関する事。</p>  |

(二) 生活文化総合フェスティバル  
(三) 食文化フェスティバル

- 七 展示作品の管理に関する事。
- 八 会場の維持管理に関する事。
- 九 会場及びその周辺の美化及び清掃に関する事。
- 十 会場における消防及び警備に関する事。
- 十一 迷子の保護及び連絡並びに遺失物に係る処理に関する事。
- 十二 関係機関等との連絡調整に関する事。



|                                   |         |  |                  |  |                  |  |              |  |  |
|-----------------------------------|---------|--|------------------|--|------------------|--|--------------|--|--|
|                                   | 招待班長    | 招待班副班長   | 国際交流班長           | 国際交流班副班長   | 総合案内班長           | 総合案内班副班長   | 乗降案内班長       | 乗降案内班副班長                                       |  |
| 課長補佐並びに文化交流局文化国際課課長補佐及び国民文化祭課課長補佐 | 危機管理局参事 | 危機管理局企画課課長補佐、南海地震対策課長及び消防保安課長、企画総務部総合政策局課長補佐並びに県民環境部県民環境政策課課長補佐、議事事務局総務課長、議事課長及び調査課長、人事委員会事務局任用課長及び職員課長並びに監査事務局監査第一課長、監査第二課長及び外部監査室長 | 県民環境部文化交流局文化国際課長 | 県民環境部男女参画青少年課長、情報システム課課長補佐、文化交流局文化国際課課長補佐及び地域振興局市町村課課長補佐 | 商工労働部観光戦略局観光企画課長 | 商工労働部観光戦略局観光企画課課長補佐及びにぎわいづくり課長並びに南部総合県民局保健福祉環境部副部長並びに病院局総務課長及び経営企画課長 | 農林水産部農山村整備課長 | 農林水産部農山村整備課長補佐及び南部総合県民局保健福祉環境部副部長並びに収用委員会事務局次長 |  |

|          |                         |                |  |             |               |  |        |   |                  |
|----------|-------------------------|----------------|--|-------------|---------------|--|--------|---|------------------|
|          |                         |                |  |             |               |  | 開会式部   |   |                  |
| 接遇班副班長   | 接遇班長                    | 受付班副班長         | 受付班長   | 総務班副班長      | 総務班長          | 開会式部副部長  | 開会式部長  | 文化庁メデイア芸術祭班副班長                                      | 文化庁メデイア芸術祭班長     |
| 境首都課課長補佐 | 県民環境部男女参画青少年課課長補佐及び環境局環 | 県民環境部環境局環境首都課長 | 県民環境部環境政策課課長補佐、情報システム課課長補佐及び環境局環境管理課課長補佐並びに農林水産部水産課長 | 県民環境部環境政策課長 | 農林水産部農林水産政策課長 | 県民環境部副理事、次長、参事及び環境局次長、農林水産部次長及び参事並びに南部総合県民局次長、企画振興部長及び農林水産部長並びに教育次長、教育参事及び教育委員会事務局参事 | 農林水産部長 | 教育委員会事務局学校政策課課長補佐及び生涯学習政策課課長補佐並びに労働委員会事務局調整課長及び審査課長 | 教育委員会事務局生涯学習政策課長 |

|               |                    |           |   |        |  |             |  |               |  |                |  |
|---------------|--------------------|-----------|---|--------|--|-------------|--|---------------|--|----------------|--|
|               |                    |           |   | 閉会式部   |  |             |  |               |  |                |  |
| 受付班長          | 総務班副班長             | 総務班長      | 閉会式部副部長   | 閉会式部長  | 場外班副班長   | 場外班長        | 出演者班副班長  | 出演者班長         | 場内班副班長   | 場内班長           |  |
| 県民環境部情報システム課長 | 企画総務部総務課課長補佐及び管財課長 | 企画総務部総務課長 | 企画総務部次長及び参事並びに県民環境部副理事、次長、参事、地域振興局次長及び環境局次長並びに教育次長、教育参事及び教育委員会事務局参事 | 企画総務部長 | 農林水産部検査金融課長、林業振興課課長補佐及び森林整備課長並びに教育委員会事務局教育改革課長及び福利厚生課長 | 農林水産部林業振興課長 | 南部総合県民局企画振興部副部長及び農林水産部副部長並びに教育委員会事務局教職員課課長補佐及び学校政策課長 | 教育委員会事務局教職員課長 | 教育委員会事務局教育総務課課長補佐、教育改革課長、特別支援教育課長、人権教育課長、スポーツ健康課長、生涯学習政策課課長補佐及び文化財課長 | 教育委員会事務局教育総務課長 |  |



|    |                      |   |                  |   |                           |  |                    |                           |                        |   |
|----|----------------------|---|------------------|---|---------------------------|--|--------------------|---------------------------|------------------------|---|
|    |                      | <p>第一部<br/>県実施事業</p>  |                  |   |                           |  |                    |                           |                        |   |
| 班長 | 郷土文化会館               | <p>県実施事業第一部副部長</p>  | <p>県実施事業第一部長</p> | <p>出演者班副班長</p>  | <p>出演者班</p>               | <p>会場班副班長</p>                                | <p>会場班長</p>        | <p>接遇班副班長</p>             | <p>接遇班長</p>            | <p>受付班副班長</p>   |
|    | <p>県土整備部県土整備政策課長</p> | <p>県民環境部副理事、次長及び参事、県土整備部副理事、次長、参事、高規格道路推進局次長及び港湾空港整備局次長並びに南部総合県民局次長及び県土整備部長並びに企業局次長</p> | <p>県土整備部長</p>    | <p>県民環境部地域振興局地方分権推進課長及び地域情報政策課課長補佐並びに環境局環境首都課課長補佐</p> | <p>県民環境部地域振興局地域情報政策課長</p> | <p>県民環境部統計調査課課長補佐並びに環境局環境整備課長及び環境管理課課長補佐</p> | <p>県民環境部統計調査課長</p> | <p>県民環境部地域振興局市町村課課長補佐</p> | <p>県民環境部地域振興局市町村課長</p> | <p>県民環境部県民環境政策課課長補佐、男女参画青少年課課長補佐、情報システム課課長補佐及び地域振興局市町村課課長補佐並びに教育委員会事務局学校政策課課長補佐</p> |

|                  |   |                       |  |                       |  |                        |   |
|------------------|---|-----------------------|--|-----------------------|--|------------------------|---|
|                  |   | <p>県実施事業<br/>第二部</p>  |  |                       |  |                        |   |
| <p>文学書道館班</p>    | <p>県実施事業第<br/>二部副部長</p>   | <p>県実施事業第<br/>二部長</p> | <p>劇場王国まつ<br/>り班副班長</p>  | <p>劇場王国まつ<br/>り班長</p> | <p>文化の森班副<br/>班長</p>                                       | <p>文化の森班長</p>          | <p>郷土文化会館<br/>班副班長</p>  |
| <p>保健福祉部人権課長</p> | <p>県民環境部副理事、次長及び参事、保健福祉部次長、参事及び長寿子ども政策局次長、商工労働部副理事、次長、観光戦略局長及び観光戦略局次長並びに農林水産部次長及び参事</p> | <p>保健福祉部長</p>         | <p>県民環境部文化交流局文化国際課課長補佐並びに県土整備部建設管理課長、道路建設課長並びに港湾空港整備局港湾空港課課長補佐及び港湾振興管理課長並びに南部総合県民局県土整備部副部長</p> | <p>県土整備部港湾空港整備局次長</p> | <p>県土整備部高規格道路推進局課長補佐及び都市道路整備局課長補佐並びに企業局総務課長、電力課長及び工務課長</p> | <p>県土整備部高規格道路推進局次長</p> | <p>県民環境部文化交流局文化国際課課長補佐並びに県土整備部県土整備政策課課長補佐、建設管理課長、用地対策課長、交通政策課長、都市計画課課長補佐、流域整備企画課長、砂防課長、下水環境課長及び住宅課長</p> |

|   |   |                     |                                     |               |   |               |   |
|---|---|---------------------|-------------------------------------|---------------|---|---------------|---|
| 長 | 文学書道館班<br>副班長   | 武道館班長               | 武道館班副班<br>長                         | 徳島市立体育<br>館班長 | 徳島市立体育<br>館班副班長   | 県実施事業第<br>三部長 | 県実施事業第<br>三部副部長   |
|   | 県民環境部文化交流局文化国際課課長補佐並びに保<br>健福祉部健康増進課長、人権課課長補佐並びに長寿<br>こども政策局長寿社会課課長補佐及びこども未来課<br>課長補佐 | 保健福祉部長寿こども政策局長寿社会課長 | 保健福祉部長寿こども政策局長寿社会課課長補佐及<br>びこども未来課長 | 保健福祉部保健福祉政策課長 | 保健福祉部保健福祉政策課課長補佐、医療政策課長<br>、薬務課長、生活衛生課課長補佐及び障害福祉課長<br>、商工労働部産業振興課課長補佐及び観光戦略局観<br>光企画課主幹並びに農林水産部とくしまブランド戦<br>略課長 | 商工労働部長        | 商工労働部副理事及び次長、県土整備部副理事、次<br>長及び参事、出納局次長並びに南部総合県民局次長<br>及び県土整備部長並びに西部総合県民局次長、企画<br>振興部長、保健福祉環境部長、農林水産部長及び県<br>土整備部長 |

|  |                                   |  |
|--|-----------------------------------|--|
|  | <p>徳島文理大学<br/>班長</p>              | <p>商工労働部商工政策課長</p>   |
|  | <p>徳島文理大学<br/>班副班長</p>            | <p>商工労働部商工政策課課長補佐、地域経済課長、産業振興課長、労働政策課課長補佐及び雇用能力開発課長並びに南部総合県民局県土整備部副部長並びに西部総合県民局企画振興部副部長、保健福祉環境部副部長、農林水産部次長及び県土整備部副部長</p> |
|  | <p>街角ジャズフ<br/>エステイバル<br/>班長</p>   | <p>出納局次長</p>   |
|  | <p>街角ジャズフ<br/>エステイバル<br/>班副班長</p> | <p>県土整備部道路保全課長、河川課長、建築開発指導課長及び営繕課長並びに出納局会計課課長補佐及び工事検査課長</p>  |

備考 班長又は副班長に充てる者については、局又は課に二人以上の次長、参事又は課長補佐が置かれているときは、それぞれ本部長が指定する次長、参事又は課長補佐とする。